

産業建設常任委員会記録

令和4年6月10日

【開催日】 令和4年6月10日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後3時41分

【出席委員】

委員長	藤岡修美	副委員長	中岡英二
委員	恒松恵子	委員	中島好人
委員	中村博行	委員	森山喜久
委員	矢田松夫		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹		
----	------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川博三	経済部長	辻村征宏
経済部次長兼農林水産課長	川崎信宏	商工労働課長	田尾忠久
商工労働課課長補佐	植田達也	商工労働課企業立地推進室主任主事	久保弘明
農林水産課技監	山崎誠司	農林水産課農林係長	山口大造
農林水産課農林係主任主事	稲葉徹	農林水産課耕地係長	本多享平
建設部長兼大学推進室長	大谷剛士	建設部次長兼都市計画課長	高橋雅彦
都市計画課計画係長	佐久間庸次		

【参考人出席者】

参考人	石川友一		
-----	------	--	--

【事務局出席者】

局長	河口修司	主査兼議事係長	中村潤之介
----	------	---------	-------

【審査内容】

- 1 議案第44号 山陽小野田市工場設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について (商工)
- 2 議案第45号 財産の減額貸付けについて (農林)

- 3 陳情書（大谷地区住民宅に隣接した場所に、新たに4つ目の残土処分場を『山陽小野田市土地開発行為の手続き等に関する条例施行規則』第3条「土地開発届出書」の内、「ただし」書き「市長が必要ないと認める場合は、この限りでない」を適用して「同意」もなく強制的に設置しないよう関係機関に要請していただくための陳情について）
- 4 閉会中の継続調査事項について

午前10時 開会

藤岡修美委員長 おはようございます。ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日の審査日程につきましては、お手元に配付してあるとおりに進めてまいります。まず、議案第44号山陽小野田市工場設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について、執行部の説明を求めます。

田尾商工労働課長 それでは、議案第44号山陽小野田市工場設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について、お手元に資料を配付させていただいておりますので、それに沿いまして御説明させていただきます。それでは、資料の裏面4の小野田・楠企業団地の概要を御覧ください。まず、経緯ですが、平成15年4月に分譲を開始し、おかげをもちまして、たくさんの企業様に進出していただきました。平成24年3月には、山口県が防災用地として7区画を購入しております。下の区画割図を御覧ください。アルファベットで表記しております「C」、「J」、「K」とその上の空白の4区画が県の防災用地です。アルファベットで表記されていないこの4区画は、宇部市の所有になっております。現在、防災用地部分を除いた残り区画については3区画となっており、早期分譲に向け、県と連携し、企業誘致活動を行っております。それでは、表面に戻っていただいて、1の今回の条例改正の概要について御説明します。初めに、工場設置奨励条例とはということで御説明します。こちらの条例には四つのメニューがあります。まず、1は固定資産税を3年間バックする工場設置奨励金、2は雇用者1人につき補助金を交付する雇用奨励金、3は小野田・楠企業団地内に

において売却する際に用地取得額の40%を補助する用地取得奨励金、4は従業員住宅に関する固定資産税をバックする従業員住宅新設奨励金、以上の四つがあります。この度、山口県は、小野田・楠企業団地内に所有する防災用地を、令和4年4月から企業用地として売り出すことにしました。山口県では、小野田・楠企業団地の他の区画同様に用地取得額の40%を補助することとし、本市においても県と連携して、用地取得額の40%の補助をはじめとする先ほどの四つの奨励金の対象とできるよう条例改正を行うものです。2の条例改正の内容につきましてご説明します。条例上、「小野田・楠企業団地のうち土地開発公社等が分譲する地域」を対象としておりましたが、そこに「及び山口県が所有する地域」を追加することで、奨励金の対象地域とします。そして、3の売却価格及び補助額についてです。売却価格は山口県で当時売り出していた団地分譲価格で売り出すこととしており、補助額は売却価格の40%を補助することとなります。金額につきましては、3区画で3億1,038万4,000円となります。今後、工場進出があった場合、操業開始6か月後に現地確認、審査を行い、交付することとなります。以上で説明を終わります。御審査のほど、よろしく申し上げます。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりました。ここで委員の質疑を求めます。

森山喜久委員 説明の中でもありましたが、令和4年4月から山口県で売出しを行うことになったということなのですが、条例改正を行うのが6月議会となります。その辺、県とのやり取りの経過をちょっと教えてもらっていいですか。

久保商工労働課主任主事 本来であれば、森山委員のおっしゃるとおり、3月議会で条例改正をして4月からということが望ましいかと思いますが、山口県での方針決定が令和3年度末、つまりこの3月頃でしたので、今回の6月補正で議案を提出しております。山口県には、調整を行って一応6月補正で行いたいという旨は伝えて、連携を取って進めているとこ

ろです。

森山喜久委員 県との協議の中で、もともと、平成24年3月に、県が7区画、山陽小野田市で言えば3区画を取得されたようになるんですが、そのときの取決めで、今回みたいに企業誘致して売却するときには40%ずつになるよというような取決めがあったということによろしいですか。

久保商工労働課主任主事 そのような取決めはなかったと思います。

森山喜久委員 あくまで今回は売りに出すと。ただ、山口県と山陽小野田市の所有だから、その分ではほかのところの区域と差のないようにやっていくんだという理解でよろしいですかね。

久保商工労働課主任主事 はい、そのとおりです。

中村博行委員 この時期にそういったことを講じられるというのは、もう既にほかの部分がいっぱいになったというか売却が終わったので、次の段階として、県の空いている土地というか、——防災は名ばかりだったと思うんです、防災ヘリというのは名ばかりであったと思うんですが、そういったことから、ここを今度次の工場誘致のために利用したいということによろしいでしょうか。

田尾商工労働課長 最初にちょっと御説明させていただきました区画割図のところに説明が書いてはありますが、残りはまだ3区画あり、こちらの企業誘致を進めておる状況です。この度は、山口県が防災用地ということで、防災ヘリのヘリポートを購入されておるところですが、山口県は山口県の消防学校のところに新しい防災ヘリポートを設置しましたので、こちらの土地が空いてしまいました。そういうことで、今回、企業用として売りに出したいという意向です。

矢田松夫委員 今の件を質問しようと思っていたけど、それを先に言ってもらえば、質問がなかったわけです。何で先に言わなかったのか、よう分かんのですが、その辺どうですか。ヘリポートを売却するということをね。こういう計画があるということをね。

田尾商工労働課長 なぜ先に言わなかったのかというのは、別に意図的ではありませんので、ちょっと御質問の趣旨が分かりません。

矢田松夫委員 この「等」とは何ですか。土地開発公社等。

田尾商工労働課長 これは条例制定です。こちらの企業団地の分譲を開始するときに、小野田市土地開発公社、山口県土地開発公社、そして、楠町——楠町には土地開発公社がありませんでしたから、楠町の所有になります——ということでこの三つが分譲を開始しましたので、略称としては、土地開発公社等となったものです。

中島好人委員 当初、これを売り出したときに、なかなか企業進出がなくて、かなり利子ばかり払っているじゃないかというのが、議会でも大きな課題となっていたわけですが、そうした中で、ヘリポートを建設するということが、いち早くありました。そこが地理的に条件のいいところだったのかという点があります。本当はそこを欲しかったんだけど、ほかの区域を買った、それで、後になってここを売り出すということになると、最初にそこに入った業者の不満が生まれるようなことはありませんか。

田尾商工労働課長 ないと存じます。

中島好人委員 その根拠は、どういう理由でしょうか。

古川副市長 この工業団地は平成15年に売り出しました。当時売り出したと

きの最初の課長が私だったんで、この経緯は少し分かります。当時は内陸性工業団地ということで売り出したんですが、景気の関係でなかなか売れなかった。その後、少し上向きになったんですが、またリーマンショックで投資が下がったということで、平成29年ぐらいからいろいろ企業の投資が進んで、現在、1.5区画を残して工業団地の区画が売れておるとい状況です。そうした中で、県も、今後、県全体として企業団地として整備する必要があるということの中で、先ほど田尾も申しましたように、この7区画の防災ヘリポートについては、他の用途でできるということで、ここを元の形の工業団地として売り出すと。そうした場合には、今、売れておる工業団地と条件を同じにする必要があろうということで今回の条例改正に至ったという経緯があります。そうした中で今、この工業団地に対しては県を通していろいろ問合せはあるという状況でもありますし、中島委員が言われたように、今まで進出してきたのと、今後入ってくるであろうという企業と条件を一緒にしようということでの今回の改正です。そうしたことによって、少しでも早く、またいい企業にここに進出していただきたいということで、条例改正をしておるところです。

中村博行委員 企業誘致するためのインフラについて、ここの部分に問題はありませんか。もう今までインターネットの環境からやってこられたと思うんですけど、その他を含めて、インフラ関係の点について、ここがこれから売却される上において、何か支障があるというようなことや、まだ整備できていないという点がありますか。

久保商工労働課主任主事 小野田・楠企業団地については、確かにおっしゃるとおり水道の圧が足りないということで、水道加圧装置の設置や防火水槽の設置を市で行っているところですが、今回は山口県が所有する土地になりますので、そちらのインフラについては、山口県で整備や、進出してくる企業に設置をお願いするなど、山口県で調整していくものと思います。

藤岡修美委員長 ほかに質疑ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは以上で質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで、以上で討論を終わります。それでは、議案第44号について採決します。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により、本件は可決すべきものと決定しました。それでは引き続き、議案第45号財産の減額貸付けについて、執行部の説明を求めます。

川崎経済部次長兼農林水産課長 今年度、農林水産課については最初の産業建設常任委員会になります。4月の異動がありまして、最初の出席者がおりますので、自己紹介させていただきます。

山口農林水産課農林係長 4月1日より、農林水産課農林係長になりました山口と申します。よろしく申し上げます。

川崎経済部次長兼農林水産課長 それでは、議案第45号財産の減額貸付けについて、御説明させていただきます。令和4年7月から、民営卸売市場を開設するため、市場施設を民間開設者に貸し付けるに当たり、卸売市場が、一つ目として安心して新鮮な青果物の供給、2点目として需要と供給に応じた適正な価格形成、3番目として地元等農産物を取り扱うことで地域の農業振興をする、4番目として地産地消など、市民生活の安定向上に資するため、公共性や公益性を有する重要な役割を担っていることを考慮し、経営が安定するまでの間、その貸付料を減額することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。それでは議案に基づいて説明させていただきます。まず、

貸付けの土地と建物ですが、卸売市場の土地と建物を全て貸し付けることとしております。それから二番目、減額貸付けの相手方は、株式会社フレッシュです。三番目、減額貸付けの理由につきましては、冒頭述べましたとおり公共性や公益性を有する重要な役割を担うということから、経営の安定する間の減額ということになります。それから四番目、減額貸付けの条件ですけれども、まず、卸売市場法に規定する、県の認定を受けるところを一つ掲げております。これにつきましては、地方卸売市場の認定になるんですが、申請者である株式会社フレッシュに、3月25日付けで県から認定が下りており、認定証につきましては、3月28日に郵送で株式会社フレッシュに届いております。それで同日28日に、フレッシュから市に対して、認定が下りましたとの報告がありました。続きまして、市の締結する卸売市場の運営に関する協定に基づき運営することということです。これにつきましては、差別的な取扱いをしないというようなこと、地産地消の推進をするというようなことを明記しております。それから五番目、減額貸付けの期間ですが、令和4年7月1日から令和7年3月31日までの2年9か月としております。貸付額につきましては、令和4年7月1日から令和5年3月31日までの9か月間が25万4,108円、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間で33万8,502円、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間で同じく33万8,502円となっております。参考までに正規の貸付料ですが、年額が338万5,022円となっております。以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりました。ここで委員の質疑を求めます。

森山喜久委員 まずは確認ですけど、正規に貸し付けたときは338万5,022円が年額であって、今回は、減額貸付けで10分の1となっていると思うんですが、これはもともと募集していたときの条件がこうだったから、このような金額なんだという理解でよろしいですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 おっしゃられたとおりです。もともと小野田中央青果が行政財産であったときに、10分の1で使用料を頂いておりました。破産して民間市場を募集したところ、市場関係者説明会の中で、同じ額を使用料として頂きますという説明、それから、今回の市場関係者の説明会でも、普通財産になりますので、貸付料を普通財産の算定基準により10分の1で算定したものとして示しました。これが今までこちらが市場関係者の方に提示した率です。

森山喜久委員 議案説明でもあった、経営が安定するまでの間とあるんですが、実際、経営の見通しとして、どれぐらいの取扱量を予定していて、どれぐらいの売上高を予定しているのか。令和4年度、5年度辺りの辺の数字は把握されていますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 詳しい数字を頂いておりませんが、現状の中で、認定申請時の数字として頂いております。今後、取扱高がこれだけ上がる、それによって所得、収益がこれだけになる、資金計画としてこれだけ返済していくというような計画については、市は一応頂いておりますが、今後、少し詳しいものを更に求めていきたいと考えております。今、一応認定申請の写しについては市に頂いておるところです。

森山喜久委員 ですので、その認定申請で出した書類が基本となって、経営が安定するかどうかを今から見ていくということによろしいんですね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 今後の減額についてですが、経営が安定するまでの3年間については、議場でも御説明したように、市場関係者の方に今までいろいろお話を聞く中で、最初の初期投資等もありますので、プラスに転じるというか、収益が出るような経営ができて、安定するのに3年間は必要であろうというところから、市場関係者の説明会の中で3年間と御説明しておるところです。今後、4年目、5年目からは、貸

付料が、10分の1から10分の2に、10分の3分に、10分の4にと上がるように考えておりますが、経営事業計画、資金計画等を比べながら、実績とどのくらい格差があるかとか、使用料が果たして適正かどうかとかをそれによって判断していきたいと思っています。市の考えからすると、市場というのは先ほど申しましたように、公益性・公共性があることから、是非継続していただきたいという中で、市としては協力していきたいと思っています。

森山喜久委員　ただ、最初に説明があったように、やっぱり中央青果のときに、10分の1ということで、かなりの期間、減額貸付けをしていたわけじゃないですか。その状況の中で、今回、株式会社フレッシュに受けていただいて喜ばしいことなんですけれど、それが本当に果たして3年間で済むのかどうか。やはり一つの目安として、先ほど言った年間の取扱量、売上高、収支がどうかはあるかもしれないんですけど、どこまでの数字を求めて、そして予定しているのか、そういったところを私たち議会に一定程度知らせることはできないんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長　資料として、外部に発表することは今の情報公開からすると経営の中の販売目標とか、取引先とかそういうものがなかなか表に出せないようにはなっておりますが、総務課の担当部署ともよく協議しながら、なるべく皆様方に、公表できるものは公表していきながら、審査していただきたいと考えております。

森山喜久委員　要は、経営が安定しているかどうかは、最終的には県がするのではなくて市がするんですね。まずはそこをお願いします。

川崎経済部次長兼農林水産課長　経営が安定しているかどうかは、実際にそれを見てみないと分からないところもあります。今回、県にいろいろ計画を出された内容は、株式会社フレッシュがお願いしている税理士と一緒に計画を立てながら、県に出されたとも聞いております。県に出された

ものを基として足りないもの、また市でちょっと判断できないようなものについてはお聞きしながら、計画を提出していただきながら、それを基準として、減額の参考にさせていただきたいと思っております。

矢田松夫委員 株式会社フレッシュがやられていることは、非常にね——本当は、やられなかったらもう市場は閉鎖することになっていた。こういう結論に至らなかったのが良かったと思うんですが、委員会も3月にあって今回で2回目の市場の審査なんです。基本的なことを聞きますが、株式会社フレッシュとの契約は、先にこの条例が通ってから契約されるのか。既に契約されているのではないと思うんですが、その辺の関係をお願いします。

川崎経済部次長兼農林水産課長 株式会社フレッシュと市の締結につきましては、契約と協定の2種類を締結するようにしております。これにつきましては、この減額貸付けの議案が通りましたら、その後速やかに契約していきたいと考えております。

矢田松夫委員 株式会社フレッシュは、つなぎでこれまでやってこられたんです。今日まで、つなぎで。つなぎという言葉で説明があったんですが、つなぎをやる中で、やっぱり減額したほうが良いという結果になった経緯をお答え願いたいと思います。

川崎経済部次長兼農林水産課長 以前、実際に説明したのは、民間市場として開設者を募集したところ、つなぎという言葉で表現させていただいておりますが、今、私どもは、もうつなぎではなく、県に認定申請をさせていただく準備になりまして、認定してもらっていますので、この4月、5月、6月については、開設するための準備期間と思っております。つなぎよりは更に開設に近くなったと考えております。株式会社フレッシュにつきましては、今後……（発言する者あり）

藤岡修美委員長 矢田委員、もう1回質問をお願いします。

矢田松夫委員 要するに、この2ページ目にあるように、運営に関する協定とか契約とかの締結という説明があったんだけど、それはやっぱりつなぎの間にサポートした結果なのかどうなのかということなんです。経過について、お答えをお願いしたいということなんです。

川崎経済部次長兼農林水産課長 市場説明会でも説明したとおりに進めております。それと更には先ほどの認定に基づく書類等、それから市場に行つての株式会社フレッシュとの直接の聞取りや、こちらに出向いてもらつての聞取り等から、矢田委員が言われるように、10分の1の減額等を行つておるところです。

矢田松夫委員 それで3年間ですが、それ以降はどうなんですかね。もう打ち切りですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 3年目までは今ここに議案で出してありますが、4年目、5年目、6年目ということで、10分の1が10分の2に、10分の3が10分の4に、12年目で10分の10になるという予定で今進んでおります。最初の3年間がありますんで、4年目で10分の2に、5年目で10分の3に、6年目で10分の4に、12年目で10分の10になる予定です。

中岡英二副委員長 減額貸付けの条件でちょっと分からないことがあるんで、教えてください。株式会社フレッシュに年間貸付けをする支払日です。令和4年、5年、6年でちょっと違うかもしれませんが、いつ、どういう月に支払えばいいのか、お聞きします。

川崎経済部次長兼農林水産課長 契約を締結して、額が額ですから四半期でのお支払を考えております。

中岡英二副委員長 それは令和5年、6年、全て四半期で区切って貸付料を頂くということですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 そのとおりです。

中岡英二副委員長 そうした中で、もし経営破綻、これはあっちゃいけないんですけども、そのときの条件というのは、どのような支払になるのか。まだその辺は決めていないですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 経営破綻になるときの状況にもよりますが、納めていただいたものはそのまま返さずに、次の支払がなくなるというようなことで考えております。

中岡英二副委員長 7区画と今でも稼働している冷蔵庫が2基ありますよね。これも含まれているのか、お聞きします。

川崎経済部次長兼農林水産課長 含まれております。児童公園から入る進入路がありまして、長方形になっている今の市場の土地がありますが、その上に建っておるもの、今の附属店舗、冷蔵庫等は全て入っております。

中岡英二副委員長 入ってすぐのところ、トイレの横に建物があるじゃないですか。あれはあの状態のままですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 丸珠物産というところが所有しておられた建物でしょうけども、そこについては市に頂きました。市の名義になっておりますが、そこについても今回お貸しするようにはしております。

森山喜久委員 今回の減額のこと、ふと思ったんですけど、補償金は入れないんですか。貰っているんですか。どうなんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 補償金については特に考えておりません。

森山喜久委員 貸し付ける際に、最初に、何かあったときに、処理したり整理したりするときの頭金じゃないけど、そういった部分の補償金はなくても大丈夫ということでもいいですか。

古川副市長 これは公共施設とかの貸付けの案件ですので、今、森山委員が言われたような補償金は、ほかの案件でも生じません。

中岡英二副委員長 テナントの貸付けとか、入りたいという人がおれば、株式会社フレッシュの条件で入ってもいいのか。テナントに入りたいという場合に、その辺の条件はあるんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 これはフレッシュにお貸しするものの中に入りますので、フレッシュが条件を付けて貸されます。それで、この土地につきましては、都市計画法でいう市場としての土地利用になりますので、市場関連での使用をお願いしておるところです。

森山喜久委員 本会議場では、計画的に施設を改修していくとの答弁があったんですが、それは、年間どれぐらいする予定かは分かりますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 今、金額について示すことはできないんですが、株式会社フレッシュと市で、どこから優先的に進めていくかは既にお話ししております。あそこは老朽化しておりますので、いろいろ一遍にはできないところもありますし、雨漏りもありますし、その辺については、株式会社フレッシュと協議して計画的に進めていきたいと思っていますし、今、実際にそういうお話をさせていただいております。

森山喜久委員 やっぱり、市の負担、市の持ち出しがどれぐらいなのかがちょ

っと不透明じゃないですか。今までであれば、地方卸売市場のときであれば、一般会計からの負担金で、例えば600万円とか800万円とかが入金されて、その中から修繕料とか管理料とか警備の委託料とかが支出されていたと思うんです。今回、一般会計の繰入金はもちろんないということでもいいと思うんですが、修繕料がやっぱり100万円から300万円ぐらいの幅で推移していたと思うので、こちらが減額貸付けをした後、一般会計からの負担をどれぐらい見込んでいるのかを教えてくださいませんか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 今、具体的な数字については、お示しすることができません。今後、来年度以降で、見積りを取りながら全体の修繕の見込みから、年次ごとに計画的に進めていきたいと思っております。数字的なものについてはまだ御提示できないところです。

森山喜久委員 先ほど最初述べたところ、経営の見通しの関係にしても一般会計の支出予定のところも、ちょっと今は不透明という話が両方出ているんですが、その辺をもうちょっとはっきりさせることはできませんか。

古川副市長 この施設は公の施設ですので、他の公の施設と同じような維持管理の修繕等をしていくということになろうかと思えます。

矢田松夫委員 別の角度で質問します。減額して貸し付けるという条例改正なんですけど、逆の意味で、全部売って、差し上げますよという譲渡の方法はなかったんですか、双方の話合いの中で。

川崎経済部次長兼農林水産課長 特に株式会社フレッシュとの協議の中では、売却という話は全くありませんでした。

矢田松夫委員 経営の見通しについて、今の回答では先行きが分からないということを含めて、向こう側も買うか買わないかという将来展望は分から

ないんですが、もうすっきりしたほうがいいと思うんです。市も手が切れて。そういう話もなかったんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 売却の話はありませんでした。

中村博行委員 株式会社フレッシュとの話もかなり中身まで入って話をされているようですが、一応民間の企業になったということから、ある意味、今の時点ではこういう形ではあるんですが、市がそれに対して経営内容を含めてどの程度まで口を出せるのか。あれば教えていただきたいと思います。

川崎経済部次長兼農林水産課長 市は施設をお貸ししますので、その中で市場を外れた経営をされた場合には、指導していくということにもなります。それから、協定書の中で、差別的な取扱いの禁止とかや地産地消の推進とかで、地場野菜を取り扱うとかいうようなことも書いておりますので、そこについての指導があります。しかし、それによって、例えば契約を解除するかとか、協定書に書いてあることから何かペナルティーを科すかとかというと、そこについてはまた内容にもよりますが、なかなか難しいところかなと思っておりますので、できるだけ協定書の内容とか公平公正な取引についてはお願いするというような立場ではないかなと考えております。

中村博行委員 地元農産物の活性化、あるいは地産地消というようなことを従来から言われていることですが、なかなかそれが実現していないということで、その辺を積極的に、ある意味市の農林水産課が積極的に働き掛けるといった意味で、前回の二の舞にならないように、口を出せるところは出していただきたいし、やはり農業の振興のためにも、重要な施設になると思いますので、その辺りは十分考えた上で、進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 市場というのは先ほど公益性・公共性ということで減額しております。市でも、できるだけこの市場については応援をしていきたいと思っておりますし、この市場が活性化することによって農業振興にもつながりますし、またいろいろな関係者の雇用の確保にもつながります。また、市民の方に安心安全な農産物を提供することにもなりますので、その辺については、農林水産課もできるだけ市場を活用して行って、発展して行っていただきたいと思っております。株式会社フレッシュと一緒にあって、盛り上げていきたいと考えております。

中島好人委員 新人だから言えるんですけども、なぜ、この卸売市場が破綻したのか。その原因は、何でしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 これは、回答を要するものでしょうか。

藤岡修美委員長 中島議員、議案とは離れております。

中島好人委員 やはり、物事の成功に導くため、経営を立て直すため、何をしなければならないのかが非常に大事なことだと思うんです。議案と関係ないで済まされるのでしょうか。私たち、議員という立場としては、やはりその原因を明らかにし、それを克服するための手段は何なのかを一緒に考える。そして、建て直す方法については、株式会社フレッシュがきちっと計画を立てて、県に申請して、それが認可されたんで、それなりの方向が出されているだろうとは思いますが、先ほどの意見にもあったように、どこまで市が関与できるのかということもありました。副市長からも、公の施設なんで、それなりのこともやっていかなきゃいけないというのはありましたけども、肝腎の原因については、議案とは関係ないということで済まされて、訳の分からんまま終わらせていいのか、疑問です。

藤岡修美委員長 中島委員の意見としてお聞きしておきます。ほかに質疑あり

ますか。

森山喜久委員 「市と締結する卸売市場の運営に関する協定」とあるんですけど、この協定書の案を提示することはできないんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 中身については、ほぼ固まっておりますが、まだお示しできる内容ではありません。

矢田松夫委員 契約の締結というんか、もらった資料の中では7月以降となっております。契約の締結は、7月の上旬となっているんですよ。これで見ると、大体何日頃なんですか。これはそちらの出した資料です。

川崎経済部次長兼農林水産課長 7月1日からお貸しするようになりますので、それまでに契約を締結することとなります。だから6月中になろうかと思えます。

矢田松夫委員 先ほど、施設を貸し出すが口を出さないということでしたが、できるだけフォローアップするということでした。既に今年度当初予算で、農林水産まつりを組んでおられますよね。今までは市とJAとかでやっておられて、今度は経営主体が株式会社フレッシュになるんですが、それはどういうことになるんですか。また議案と関係ないと言うかね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 今まで農林水産まつりが市場で行われたというところからの御質問と思いますが、この農林水産まつりについては、JAを中心とした実行委員会で進めております。今までコロナでなかなかできなかったということと、今回ここが民間市場になるということから、場所を変更するなどについては、実行委員会の中で協議されるということになります。

藤岡修美委員長 ほかに、議案第45号財産の減額貸付けについて質疑はあり

ませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、以上で質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）
討論はないということで、討論を終わります。それでは議案第45号に
つきまして採決します。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により、本件は可決すべきものと決定しました。陳
情書につきまして、午後1時に、参考人を招致しておりますので、分科
会を11時に開始します。委員会はここで休憩します。

午前10時47分 休憩

午後1時 再開

藤岡修美委員長 それでは、ただいまから産業建設常任委員会を開催します。
付議事項3、陳情書（大谷地区住民宅に隣接した場所に新たに4つ目の
残土処分場を『山陽小野田市土地開発行為の手続き等に関する条例施行
規則』第3条「土地開発届出書」の内、「ただし」書き「市長が必要ない
と認める場合は、この限りでない」を適用して「同意」もなく強制的
に設置しないよう関係機関に要請していただくための陳情について）を
議題として審査を行います。本日は参考人として、陳情書提案者であり
ます石川友一さんに出席していただいております。それでは、委員会を
代表しいたしまして、参考人の石川さんに一言御挨拶を申し上げます。
本日は大変お忙しい中にもかかわらず、本委員会に出席していただき、
誠にありがとうございます。委員会を代表して、心から厚く御礼を申し
上げるとともに、本日は忌たんのない御意見をお述べくださるよう、よ
ろしく願います。本日の議事について申し上げます。本陳情書につ
いて、参考人の方から説明していただき、その後、質疑に入ります。な

お、参考人におかれましては、委員長の許可を得てから発言していただき、その内容は、問題の範囲を超えないようにお願いします。また、参考人は委員に対して質疑することができないことになっておりますので、併せて御了承願います。それでは、陳情書の内容について、参考人から説明を求めます。石川さん、よろしくお願いします。

石川友一参考人 皆さん、こんにちは。議員の皆さんには、平素から市民の声を市政に生かしていただきまして、大変敬意を表しますとともに、感謝いたしております。また、今日は私どものために、貴重なお時間を取っていただきまして、本当にありがとうございます。陳情書について、訂正がございますので、最初に、それをさせてもらいたいと思います。陳情者の表紙の次の1ページ目ですが、1ページ目の下のほうに「(理由)」というところがあります。その1のところの4行目、令和4年3月11日と書いてありますが、3月2日です。訂正をお願いします。失礼しました。私が本日ここに来て着席して、皆さんに陳情書について御説明するのは、私の個人的な意見ではございませんので、原稿を書いて、そしてそれを関係の人にちゃんと見てもらって、そしてこれを述べますよ、これを述べてくれと言われて、代表として来たと捉えてほしいと思います。四つの項目で述べたいと思います。一番目は、陳情者の動機と事案の公益性についてです。二番目は、事案無条件許可の問題点、そして三番目がまとめで、四番目がお願いという筋でお話ししたいと思います。さて、私たち大谷地区住民は、死ぬまで大谷で生活したいという希望を持っていますが、この度、そのことが危機にひんしまして、陳情書を提出しました。言わんとするところは、市が行う残土処理場設置許可に当たり、これまでの慣例や関係条例施行規則のただし書きのような裏技によるのではなく、正々堂々と、住み慣れた地域で安心して暮らしていける等の市長の施政方針や関係条例にのっとって許可を出してほしいということをして市に申し入れてほしいということです。その理由は、コロナ禍という意思疎通のできない非常な状態の中で、平常な状態での考え方で許可を出そうとしている行為そのものに、市の非常識感を感じるからで

す。本件については、伝家の宝刀を抜くような事案ではありません。市長が宝刀を抜いて、住民を威圧して実施するほどの公益に資する案件ではないということです。辺野古新基地設置のような案件は、国の存亡も危ぶまれ、1日でも早く解決しなければならない問題です。市民や県民や国民に不安を与えるような事案に対応しては、宝刀を抜くこともやぶさかではないでしょう。本事案は、内容と状況から、強制的に許可を与えなければならないほどの公益に関わることでしょうか。昨年1月8日に事業者の方から、「残土処理場を設置するので、自治会長の印を頂きたい」との申入れがありました。コロナ禍、自治会長は、家庭を1軒1軒回り、意見を聞きました。意見を集約してみると、大きく二つの視点から問題点が出てきました。まず、新たに大谷地区に残土処理場を設置することで、現在ある、一つの産廃処理場と3か所の残土処理場の騒音と交通問題が解消され、安心安全な生活環境を実現することができるのでしょうか。また、残土処理場予定地に隣接する大谷堤は、ほ場整理をやっていた後潟開作の水がめです。残土処理場が設置されることによって、おいしいお米が収穫でき、収益も上がり、市民にとって誇れるまちの実現につながるのでしょうか。むしろ、反対の結果のほうが大なのではないのでしょうか、ということ。次に、住民の意見の数々を市の条例と市長の施政方針と照らしてみると、全く合致していないということ。一べつして、そのように思いました。予定地に1,000平方メートル以上の残土処理場の設置許可を出すことについては、大きく三つの問題があります。一つ目は、事業者の方から、残土処理場の正確な位置や規模、操業の仕方について、地元関係者に何も説明されていないということです。事業者の方は、予定を現在、資材置場として利用されています。これまで、朝の6時から操業したり、路上で出会って、離合を戸惑う高齢者に、罵倒した声を出したり、1日に45台の車が往復したこともあります。このことは市にも伝えてあります。市土地開発行為に関する条例にあるような、解決されなければならない諸問題が、全く協議されていません。二つ目は、もし、残土処理場が設置されると、地区を走る、見通しが悪く、離合場所も1か所しかない1車線の道路の共有により、交

通問題、騒音問題が更に悪化することは容易に予測でき、市環境保全条例第1条の「快適で良好な環境保全」から一層遠のいてしまいます。それにもかかわらず、市が操業を安易に認めることができるのは、「大谷だったら構わない」という大谷地区に対する偏見、差別があるからではないでしょうか。6軒の住民は、半径200メートル以内に3か所処理場のある中で生活しなければなりません。中でも、半径100メートル以内に3か所も抱える家庭が3軒も生まれます。いずれも、高齢者がお住まいで、生活の不自由さが増します。このようなことも考えないで、協議もなく、強制的に許可の方向に進んでいることは、大きく言えば、高齢者に対する虐待であり、人権侵害で、市自治基本条例第3条のまちづくりの基本理念に、根本的に反する行為です。三番目に、市の許可に至るまでの手口が、全体の奉仕者としての公平公正に欠けているということです。大谷自治会は、全体の利害に関わる課題は、総会に諮ることになっています。これは、市にも事業者の方にも伝えました。コロナ禍、時の政府は、戦時体制下に例え、市も行事等の自粛を市民に呼び掛けていました。それでも自治会長はこの問題について、誠実に対応するため、各家を回り、意見を集約して、文章にし、昨年4月5日に市に提出し、設置に同意できないことを伝えました。市からは、山陽小野田市土地開発届マニュアルを頂き、許可には関係地域、関係者の同意が必要という説明を受けました。続いて、7月14日、市役所で事業者と自治会長、市の担当者立会いの下で話をし、自治会長は「同意ができない」ということを伝えました。しかし、コロナ禍の続く中、7か月を過ぎた今年3月2日、突然市は「残土処理場を許可の方向で話が進みます」と伝えてきたのです。理由は、事業者から経営書の提出があったからと、さも当然の成り行きのように告げるのです。よりどころは慣例である。一部の者の反対で、事業者の計画推進ができなくなることを防ぐためということと、先ほど申しありましたただし書、市長の宝刀である「市長が必要でないと認める場合は、この限りでない」と、同意書の提出は不必要というのです。一部の者の反対どころか、多くの住民が反対しているにもかかわらずです。アメリカのデモクラシーを書いたフラ

ンスの学者トクビルは、悪魔が人間につけ込む最大の武器は人間の無知であると言っています。大谷自治会員は、このことについて全くの無知でした。一部の関係者のみが知っており、それを住民に教えずに、住民の実態を無視して、処理場設置の実現に向け、職務に専念しているとしか考えようがありません。3月2日の連絡は、単なる後々大問題になることを防ぐためになされた後出しじゃんけんでしょう。そこで、3月27日の総会で、市に関係者の同意が必要という要望書を出し、却下されれば、議会に陳情書を提出して、議員の皆さんに、事業者と自治会が十分協議して、同意書を取って許可するように、市に指示してほしいということを陳情しようということに至ったのです。以上のように、本事案は、コロナ禍の中で何の協議もできない中、市が一方向的に解決しなければならないような重大な広域に関わる事案とは考えにくく、むしろ市長がせっぱ詰まったかのように、私益とも思われる事案について、宝刀を取り出し、許可しようとなされるのか。市民との信頼関係に水を差されたようで、不信感を覚えます。また、このような形で許可を出すということについては、市の自治基本条例第3条1項の人権の尊重ができていませんし、許可までの手口は、同じく第11条の公平公正な行政運営ができていません。事業者の方については、事業について全く説明していませんので、第7条の地域社会との調和を図っていません。また、この件に関して市は、第30条の自治会の役割を尊重し、促進するための支援を全くしていません。このように、市の各条例等と市長の施政方針から逸脱して許可が行われようとしているので、是非とも、条例と施政方針に沿った公平公正な行政運営がなされ、私たち大谷自治会の住民が憲法第13条の幸福な生活を追求することができるよう、そして、スマイルシティ実現に向け、市政が行われますよう市の力の結晶である市議会の宝刀を抜き、市に申し入れていただきますようお願いいたします。最後に、皆さんのますますの御活躍を祈念し、趣旨説明を終わります。御清聴ありがとうございました。

藤岡修美委員長 石川様におかれましては、大谷地域を代表しての陳情者の説

明、ありがとうございます。説明が終わりましたので、これから、委員の質疑に入りたいと思います。

森山喜久委員 お疲れ様です。説明のあった令和3年1月に業者から同意書を求められたということによろしいでしょうか。

石川友一参考人 そうです。

森山喜久委員 そのときには、こういう工事をするよとか、残土処理場を造るんだという説明の中で、同意書が必要だから同意書を書いてくれという話だったのか。その辺はどのような状況だったのか教えてもらえますか。

石川友一参考人 その件につきましては、私のところへおいでになられて、「資材置場として利用しているところを残土処理場にしたい。市から「会長の印をもらってきなさい」と言われたから来ました」と言われました。

森山喜久委員 そのときは、そういう計画概要は、特に紙として示されずに、自分たちの資材置場を残土処理場にするという口頭説明だったということによろしいですかね。

石川友一参考人 そうです。私どもは文書も何ももらっていませんし、事業者から見せてもらったことはありません。

森山喜久委員 稼働中の残土処分場3か所と産廃廃棄物の処理場が1か所あると書いてあります。今回じゃないかもしれないんですけど、今まで、4か所の処分場のときにも同意書を求められていたということによろしいですか。

石川友一参考人 残土処分場の三つの件でございますが、大谷地区と隣接した千崎地区にある業者の方は、総会の場で説明されて、同意を求められて

サインをしたと思います。それから、二つ目の残土処分場については、恐らく私が大谷地区に住んでいないときに話し合われて、サインをしたんだと思います。それからもう一つの残土処理場については、小規模で、私としては、そのときにされたのか、「あらら、残土処分場ができている」という認識です。それから、産業廃棄物については、大谷自治会の総会で何回も何回も協議しました。それで皆さんサインをされました。

矢田松夫委員 今回の陳情書は、3か所の残土処分場ではなくて、新たにできる四つ目の残土処分場が問題であるということが趣旨ですか。

石川友一参考人 最初の頃は、個人的に回ったときは、先ほど申し上げましたように、委員が言われたように反対と、残土処分場を造ることが反対だと。そして、コロナ禍が緩やかになってきましたので、気を付けて総会開くかと。うちは皆こういうことは総会に諮るんだから、やっぱり総会に諮ろうと。総会に諮りましたら、「事業者の話を聞いてみようじゃないか」となりました。どこに誰が造るのか全く知らないのに、これでは反対しようにも反対できないんじゃないかとの意見がありまして、「それはそうだね」と。しかし、市はどんどん動いて、先ほど申し上げましたように、許可するぞというふうな流れでした。3月2日ですよ。私どもの総会は3月29日でございますので、このように至ったと。一応、市には、同意のない許可は出さないでくれということを申しましたが、却下されましたので、ここに及んでおります。

矢田松夫委員 もう一度石川さんにお聞きしますが、今回の陳情書の趣旨は、対象は、四つ目の残土処分場のことですか。

石川友一参考人 そうです。

矢田松夫委員 であるならば、この陳情書の中に書いてある路肩の故障というか——路肩がいろいろあったね、それとか騒音とか振動とかは、四つ目

の残土処分場じゃなくて、これまでの1から3の処分場に対する騒音とか路肩の故障とかといったものには起因していなかったんですか。新たに四つ目の残土処分場を造っている過程の中でこれが起こったのか、それとも、これまでに起こったのか、それはどちらですか。

石川友一参考人　これまで、こういうことについて協議して、文書を交わすと。協議はするけど文書は交わしていないということです。残っていない。残っているのは、産廃業者、つまり産廃をされている業者については、道路の拡幅が必要です、ゆっくりスピードを落として走ってくださいよ、そういう文書を交わしています。産廃業者は、そのために土木課と掛け合って、道路の幅を少し広くされたり、離合場所を造ったりされました。そして、壊れると、そこを直されたりしました。四つ目の今からできようとするところは、そういうのを何もしていませんし、だから、不安なんですよね、皆さん。幾ら口約束で、「大丈夫ですよ。大谷自治会から言われたら、すぐそれに対応しますよ」と言われますけど、先ほど申しましたように、1日に45台の往復のトラックが出入りして、私は市へ電話しました。「大変ですよ。皆、病院にも行けないし、買物にも行けないよ」と。そうしたら、「電話番号を教えるので言ってください」と言われました。それで私は、直接、事業者の方へお電話を差し上げました。そうしたら、「何とかしよう」と。しかし、何もされませんでした。そのままです。そういう不信感といいますか、そういうものがあって、口約束だけではいけない、ちゃんと協議して事を進める必要があるということで、お願いしているところでございます。

矢田松夫委員　もう一度石川さんにお尋ねしますが、石川さんの陳情書は、四つ目の残土処分場に問題があることが分かりましたが、これまでの1から3の処分場については、2ページ目の2、3、4に因果関係はなかったのですかという質問なんです、いかがでしょうか。（発言する者あり）もう一度言いますが、四つ目の残土処分場が問題であるというのは分かりました。しかし、2ページ目に書いてある2の交通安全の危険度、

3番目の騒音とか振動、4番目の市有財産の被害、これは4番目の残土処分場ではなくて、これまでの1から3の処分場の因果関係もあるんじゃないかと私は思うんですが、どうでしょうか。いきなり4番目の人が出てきたから、2から4までの被害が出たんじゃなくて、1から3の残土処分場を造るに当たって、こういうのも発生しているんじゃないかと私は思うんですが、どうでしょうか。

石川友一参考人 そのとおりです。

矢田松夫委員 ですから、全てが四つ目の残土処分場が悪いんじゃないと。全てがこういうふうな被害を被ったのは四つ目じゃないんだということです。長い間の歴史の積み重ねがあって、新たに四つ目できたから、更に2から4の状態があったにもかかわらず、4番目できたから、またそれができたんだというお考えですね。

石川友一参考人 そのとおりです。ありがとうございます。

中島好人委員 石川さんにお尋ねしますけども、先ほどの説明の中に、朝6時から運転を開始して、15台とか通って、離合場所が1か所しかないとかヒヤリ運転とか大型トラックからの騒音とか大谷堤についての農業用水で干拓の後潟のほうの農業用水の心配とか自体は、現在の3か所にもつながっていて、これを後でまた一つ増やすと、なお一層悪化していくんじゃないかという不安の中から、三つ目はともかくとして、四つ目は新たな状況を生み出すので、これは市長の必要な、しょうがないと認める場合は、この限りではないということを使って、そうしてほしいと。突き詰めては、そういうことになるんでしょうか。

石川友一参考人 そのとおりです。不安でたまらないんです、何も知らないで事が進んでいくということは。これまで大谷自治会は、被害を大変被っております。やはり、ちゃんと条例に書いてあるとおりに進めてほしい

と思います。

矢田松夫委員 先ほど言った1から3の残土処分場の会社の方とは、2から3までの被害があったけれど、ある程度ウィン・ウィンの関係だと。しかし、4番目の処分場については、全く相手が話をする余地がないんだというふうにお考えですか。意味は分かりますか。もう少し優しく言いましょうか。2ページ目にこういう被害があると。私も場所を知っておりますので、恐らくこういう被害があるだろうというふうに予測した上で、過去、1から3の処分場の企業とその経営者とは、それなりの付き合いをしていたけれど、今回新たに4番目ができる、この会社に当たっては、相手が話をする余地はないんだと。だから、市に対して話をする場所を作ってください。それから市長、開発行為にのっとって規制を止めてくださいよと。これが二つの大きな目的ですか。だから、1から3番目と新たな4番目との関係を今言うたんです。

石川友一参考人 1から3までで学習したんです。やはり、言っても、何もそういう文書が残っていないので、言っても言うことを聞いてくれない。また、言われているかどうか知りませんが、徹底しない。だから、運転手にジェスチャーでこう合図すると、分かる人はスピードを落としてくれます。しかし、それが分からない、見えないような振りをしてダークとすごいスピードで通過していく人もおられます。やはり、それにはちゃんとした約束事を前もってしておいたほうがいい。それで、今度四つ目につきましては、是非そういう約束事をちゃんと取り結んでから許可を出してくださいということです。事業をやっちゃいけませんとか、そういう問題ではございません。

矢田松夫委員 市が間に入るか入らないかというのは別のサイドで、議会の委員会で話をしますが、石川さんの目的はそこだったんですね。まず話合いをしてくれと。話合いをする場所を作ってくれということだけですね。別に道路を封鎖するとか、事業を止めるとか、四つ目の残土処分場

の会社に危害を加えるという考えは全くないんだと。とにかく地元と話し合いをしてくれということの1点ですね。どうでしょうか。

石川友一参考人 四つ目の事業者に対して、そういうことは全然考えておりませんし、皆さん、とにかく話そうじゃないかと。話して、ちゃんと自分たちがぎりぎり我慢できるところは、自分たちも我慢するから、とにかく話して、ちゃんと納得できるように、生活できるように、自分たちが、そういうふうにやっていこうじゃないかということです。答えになったでしょうか。

中村博行委員 署名が18名となっておりますよね。軒数でいうと何戸が自治会にありますか。

石川友一参考人 13軒でございました。その中で署名されていない方というのは、これは人権にも関わることでしょう。入院されているとか、施設に入られているとか、字を書くことができないとか、そういう方でございます。あの方方は署名されました。

中島好人委員 再度お聞きいたしますけども、今、スピードを出したりとか、いろいろ今の状況があったりするというので、今までの3か所については、やっぱりきちっと約束事を結ばなかったことの反省の中で、今度新しく施設を設置しようというところについては、きちっとした約束事の文書も交わしながら進めてもらいたいと。矢田委員の言われたように、そういう場を、執行部との場を設置してもらいたいということの要望でよろしいんですか。

石川友一参考人 是非ともそういう場を持っていただいて、そして、きちんと話を進めていきたいという要望でございます。

矢田松夫委員 そうなると、いわゆる山陽小野田市の土地開発行為については

言及しないんだと。法律にのっって大谷地区に開発することについては、法律違反でなければ——これは県が2,000平米以上ですか、1000平米が市ですか——その開発行為のっって開発することについては、行政が許可しているんだから、そのことについては、口を挟むことはないんだという考えでいいんですか。

石川友一参考人 業者の方は、ルールにのっってやられております。だから、行政もルールにのっって、裏技のような「ただし書」を使うんじゃないで、ルールにのっって、正當にやってほしいということです。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありますか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、以上で質疑を終わります。参考人の石川さんに一言御礼を申し上げます。本日はお忙しい中、本委員会に出席していただき、貴重な御意見を述べていただき、心から感謝申し上げます。頂きました貴重な御意見等は、今後、本委員会での審査に十分生かしてまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。それでは産業建設常任委員会を休憩します。

午後1時42分 休憩

（石川友一参考人 退室）

午後1時44分 再開

藤岡修美委員長 それでは、産業建設常任委員会を再開します。今から現地に行きたいと思いますが、委員派遣についてお諮りします。陳情書（大谷地区住民宅に隣接した場所に新たに4つ目の残土処分場を『山陽小野田市土地開発行為の手続き等に関する条例施行規則』第3条「土地開発届出書」の内、「ただし」書き「市長が必要ないと認める場合は、

この限りでない」を適用して「同意」もなく強制的に設置しないよう関係機関に要請していただくための陳情について)の調査のため、議長に対し、開会中の委員派遣承認要求をしたいと思いますが、御異議はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)異議なしと認め、そのように決定いたしました。なお、委員派遣の人選、日時、場所、目的については、委員長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)異議なしと認め、そのように決定しました。それでは、委員会を休憩します。

午後 1 時 4 5 分 休憩

(農林水産課、都市計画課関係職員 入室)

午後 2 時 5 5 分 再開

藤岡修美委員長 ただいまより産業建設常任委員会を再開いたします。大谷地区の残土処分場に関する陳情書で、参考人からの話を聞き、そして現地に行ってみりました。その件に関しまして、関係課の都市計画課及び農林水産課に来ていただいておりますので、委員会から関係各課に質問の機会を設けたいと思いますので、各委員、質疑をよろしく願いいたします。

矢田松夫委員 今回の開発行為に関して、第4の処分場が開発行為の手續に違反するかしらないのか、まずそこからお答えをお願いします。

佐久間都市計画課計画係長 今回、事業者様が御計画されている内容は、都市計画法の開発許可を必要とする行為ではありません。今回、手續を行っておりますのが、土地開発行為の手續等に関する条例に基づく届出となります。この届出に添付する図書として求めている同意が整わないとい

うところでの今回のお話になっておるんですけども、事業者様が法令に違反しているということはありません。

矢田松夫委員 問題は何ですか。法令を含めて問題はないんですか。

佐久間都市計画課計画係長 この度、事業者が計画されている内容は、本来禁止されている行為に対して許可を与えるという許可申請に基づく手続ではありませんので、法令によって禁止されている行為ではありません。ですので、問題ありません。

矢田松夫委員 今日見てきた中では、1,000平米を超えているという開発許可は既に出ているという理解でいいんですか。

佐久間都市計画課計画係長 今回は、開発許可ではありません。開発許可というものは、造成等々の開発行為を行った後に、建築物や都市計画法で定義する特定工作物といったものを目的とした開発行為のときは、一定面積以上で許可となるんですけども、今回は、埋立てをして植林ということですので、許可を必要とする行為ではありません。

矢田松夫委員 それでも土地の区画の形を変えるんじゃないかね。違うんかね。

佐久間都市計画課計画係長 今回、形を変えるという行為です。ただし、建築物、特定工作物等の目的ではありませんので、許可ではなく、市の条例に基づく届出となっております。

森山喜久委員 条例の施行規則の第3条、届出の手続というところで、事業者の届出は、土地開発届によるもので、この届出書が出されたという認識でいいですか。

佐久間都市計画課計画係長 そのとおりです。

矢田松夫委員 陳情者からすると、市に仲立をしてくれという声もあったんですが、この辺の行為についてどうされるのか。いいですよとか、いやそんなもん、第三者的にあんたが勝手にやれと言うのか、そこまでしてもいいですよという気持ちがあるかないのか、お答えください。

佐久間都市計画課計画係長 届出が出されて、同意書がないということで、添付する図書に不足がありますということで、改善の指示をさせていただいてから、一定期間ほど、ずっと協議を重ねていく中で、公平公正な立場をわきまえつつ、事業者と地元の間での調整は図らせていただいております。今後も、この手続とは切り離れた形にはなりませんものの、御要望があれば、繰り返しますが、公平公正の立場をわきまえつつ、できる限りの調整を図りたいと考えております。

森山喜久委員 確認なんですけれど、届出の関係の書類が出るということで、市と事業者と地元で協議の場を何度か設けられたという認識でよろしいでしょうか。

佐久間都市計画課計画係長 地元自治会長との協議の場は一度ほど、事業者と地元自治会長の立会いは一度ほど持ちました。

矢田松夫委員 陳情者からの話によると、路肩を破損すると。今日見た段階ではそんなになかったんですが、土木から見たらどうなんですか。あれは破損している状態ですか。感じでいいです。

高橋建設部次長兼都市計画課長 御指摘の道は、市道後潟殿町線という市道になっておりますので、私も何度か通りましたし、この度の件を受けまして、改めて見に行きました。もともと幅員が4メートルあるかないかという道路がずっと続いておるところが多いですので、路肩については、どうしても少し荒れたように思いますが、通常の通行には支障ない程度

だと判断しております。

矢田松夫委員 通行に支障がないから皆、通るんだけど、現状の市道の状況を見て、運送業者による破損というか、そういう状態というのは感じられるかどうかということなのです。

高橋建設部次長兼都市計画課長 特別にそう感じる場所はないと考えております。

中島好人委員 先ほど提出者の石川さんの御意見も聞いたんですけども、そうした中で、私がちょっと確認したのは、今までの3業者については、約束事というか、よく考えられるのは水質検査とか、朝何時から始めてくださいよとか、そういうのは決められなかったと。だから、6時頃から始めて、日に15台ぐらい通ったことがあるとか、そういうことを言っておられたんですけども、現状がそうなのかと思います。今度新しくできると、まだひどくなるということもあるということで、要するにそれはそういう確約をしなかった反省の下に、今度はきちんと、業者と市の関係団体とも、時間などの約束事を交わす機会を設けてほしいという要望があったんですけど、その思いは可能なんですか、どうでしょうか。

佐久間都市計画課計画係長 両者が御納得の上、協議される場所を調整させていただくということは可能だと考えております。ただし、両者御納得の上の協議の場だと思われまので、行政の力をもって強制的に協議の場に立たせるというようなことは難しいかなとは考えております。

中村博行委員 先ほどからずっと出ていますけれども、陳情者からすれば、双方、最初の話合いというか、そこでちょっとボタンの掛け違いがあったような感じを今日受けました。単に、陳情者からは、基本的な要望ですよ。先ほどから出ていますように、トラックの往来についての時間なりスピードなりの要求をしたいというような感触を受けています。それ

がかなえば、別に事業を停止させてやるというような悪意があるものではないと感じました。その辺を含めて、事業者と地元の方の仲立というか、それは非常に大事なことだと感じていますので、お願いしたいと思っています。それからずっと通る中で、やはり道路が狭いという、どこからどこまでがずっと市道かというのはちょっと分かりませんが、その間、市道であれば、ダンプとか大きなトラックじゃなくても、普通の乗用車であっても、離合がなかなか難しいところが多く見受けられました。離合場所なんかを市道として確保するような考えはありませんか。

高橋建設部次長兼都市計画課長　まず、市道の離合箇所を含めた拡幅についてなんですが、今から用地を買収してまで道路を広げるという考えはありませんが、今の市道の用地になっている部分で、一時的な待避所がある程度の値段でできるのであれば、今後、ちょっと検討してもよろしいのかなとは考えております。

中島好人委員　この陳情書の中身を見ますと、市役所の関係機関が地域住民の同意もなく、残土処理場の設置を押し付けることは、憲法第13条の幸福を追求する権利を奪う行為であるとありますけども、市役所の関係機関としては、この問題をどのように捉えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

佐久間都市計画課計画係長　非常に難しい問題であろうという第一印象にはなります。まず1点、少し表現としてあることとして、繰り返しになりますが、今回の行為が法令で禁止されている行為に対して許可を出すという許可申請という処分性のある行為ではありませんということです。届出というものになります。かつ、民間事業者様が御自身の土地の中で行う民間事業でありますので、押し付けるという表現につきましては、少し誤解があらうかなと感じております。同意に関しまして、今回、条例の届出に添付すべき図書として定めております同意書、ただし、同意を得るために必要となる要件が、行政が事業者側に対して、義務として課

している内容ではない以上、やはり民事間のお話ということになりますので、ここに行政が介入していくということも難しい問題であろうかとは感じております。

矢田松夫委員　そんなら泣き寝入りというか、今日の陳情書で2から4までか、道路が傷むとか騒音とか振動とか私有財産が被害を受けているとかいろいろ出て、住民を代表して来られたけど、結局、市も関知せん、業者については、特別今のところ問題がないから指導せんとなると、我慢しとけという意味ですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長　我慢しておけということではないと思っておりますが、市の関わりとしまして、今後も、まずは地元の大谷の自治会長、若しくは役員の方と、また後日、まずは私たちと関係者の皆様で話す予定にしております。まだ日程調整はしておりませんが、近いうちにそういう場を設けるということでお話をしておりますし、その後、事業者と自治会の皆様が、対面でできるかは分かりませんが、例えば文書なりでのやり取り、その辺のお約束事や地元の方が要望されることを文書でやり取りされるのではないかということも、少し今ありますので、もう少し市が間に入りながら、お互いがうまく話がつけばいいかなと考えております。

中島好人委員　陳情書にあるように、許可が要るもんじゃなくて、届出だからと済ますんじゃなくて、要望を実現可能なのか、住民の思いをどうやったらできるのかという辺も一緒になって考えながら——開発をストップということは、中身を聞いたらできないんですけども、例えば、さっきあったように離合のところが一つしかないというような状況の中では、もう1か所はできるんじゃないかとか、その辺のところも可能性のあるところは、要望を真摯に捉えてほしいと思います。その辺のところは、可能なんでしょうか、どうでしょうか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 市道につきましては、例えば通行時間の規制といったソフト面的なものはどうしても難しいですが、ハード的な整備、今言われます待避所を造ることは、先ほども申しましたが、限られた用地の中で検討はしてみたいと思いますので、そのように御理解いただきたいと思います。

中岡英二副委員長 陳情書の中の5番で、確認なんですけど、大谷堤、先ほど行って見たんですが、農業用水をためておく施設でうんぬんとあり、汚水の処理施設の強度が大きな課題となるとあります。これは、汚水なのか雨水なのか。その辺は地元の方にはっきりと確認されたほうがいいと思うんですが、どうなんですか。

佐久間都市計画課計画係長 今回の事業計画用地から大谷堤に流れている水は雨水です。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を終わります。ここで産業建設常任委員会を休憩します。

午後 3 時 1 3 分 休憩

（農林水産課、都市計画課関係職員 退室）

午後 3 時 2 1 分 再開

藤岡修美委員長 それでは、産業建設常任委員会を再開します。大谷地区の残土処分場に関する陳情書につきまして、要望者からの意見、それから現地に行きまして、現状を見ました。ただいま、市の担当部局の説明も受けたところです。ここで自由討議に入りたいと思います。この陳情書に対して皆様の意見がありましたらお願いします。

中島好人委員　こちらの陳情書の最後の辺りに、地元関係者の同意をもって許可するようにとありますけども、先ほど説明を聞くと、許可じゃなくて届出制ということなんで、この辺のところは、少し意に沿わない点があるかなと感じました。

恒松恵子委員　執行部への質疑の中で、法律に定められた手続による届出がされているということ、あと市道についてのより適切な管理をしていただくというお話もありました。また協議の場を設けていただくこともやぶさかでないというお話でしたので、これからの進展に期待します。

森山喜久委員　大谷自治会の石川様からの話にもあったように、結局、事業者と地元の協議の場がちょっと少ない。今までの前例では、総会で説明があったといった話もありました。ですので、行政には大変とは思いますが、地元と市で協議をされると言われたんですけど、是非ともそれとともに事業者と地元関係者が対面、若しくは文書のやり取りで話ができるような体制を整えていただきながら、若干のわだかまりがあるような部分をなくすような方向性に持って行っていただきたいと思います。

藤岡修美委員長　ただいま、森山委員のまとめというか、そういう意見でしたけど、皆さん、こちらの意見でよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、委員会の意見としては、そういうことでまとめたいと思います。それでは、休憩に入ります。

午後 3 時 2 5 分　休憩

午後 3 時 4 0 分　再開

藤岡修美委員長　それでは、産業建設常任委員会を再開します。審査内容の 4

番、閉会中の継続調査事項について。お手元に配付してありますが、これにつきまして、御意見がありましたらお願いします。よろしいですか。
（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、この資料のとおりに決定します。
以上で、産業建設常任委員会を閉会します。お疲れ様でした。

午後 3 時 4 1 分 散会

令和 4 年（2022 年）6 月 1 0 日

産業建設常任委員長 藤 岡 修 美